

任官以前の方觀承について

黨 武 彦

A study on Fang Guancheng before his appointment

Takehiko To

(Received September 30, 2021)

はじめに

清代乾隆前半期の行政官僚である方觀承（1698-1768）の事蹟については、すでに舊稿においてその任官後を中心に、ある程度明らかにした。^{*1} 任官以前の事蹟も若干記述したが、主に筆記類からのもので、その正確な時期については確定することができていなかった。本稿では基本的に時系列により配列されている『述本堂詩集』所収の詩集を素材として、雍正十一年の内閣中書銜を得る以前、つまりは任官以前の方觀承の足蹟について明らかにし、同時に筆記類の記述の時期も確定して、彼の生涯を一貫して描くための作業を行う。^{*2}

方觀承は康熙三十七年八月初十日（太陽暦で9月13日）、京師近郊の通州において生まれた。^{*3} 本籍は安徽省桐城である。曾祖父は方玄成^{*4}（後に方孝標と改名、1617-1697）、祖父は方登嶧^{*5}（1659-1725 or 1728）、父は方式濟（1676-1717）^{*6}、祖母は任氏で歳貢生任堡の女、母は巫氏で平和縣知縣巫元東の長女である。^{*7} 父方式濟が内閣中書であったので、時に江寧（現南京）に南歸しつつも、基本的に幼少期は京師で過ごしたのではないかと思われる。

康熙五十（1711）年十月、都察院左都御史趙申喬の彈劾によって始まった「戴名世の獄（南山集の獄）」^{*8}の際、戴名世が『南山集』で引用をしていた曾祖父方玄成の『滇黔紀聞』に大逆等の語があるととして、翌五十一年正月、刑部はすでに死去していた方玄成については屍骸を判（きざ）むこと、その同族人は立斬あるいは功臣の家奴とすることを上奏し、裁可された。^{*9} ただ翌五十二年二月、康熙帝は方氏一族については死を免じて黒龍江に充發して入旗せしめるという減刑を決定した。^{*10}

この處置により、方觀承の祖父方登嶧は黒龍江の卜魁（現齊齊哈爾）に流刑となり、父方式濟はそれに従って侍親し、艱難辛苦の生活をおくった。方式濟は幼少期より江寧に生活の根據があったので、満

15歳の方觀承は一旦江寧に戻ったようである。

本稿では、その後の方觀承について、以下、『述本堂詩集』所収の『東閩剩稿』、『入塞詩』、『懷南草』、『豎歩吟』、『叩絃吟』、『宜田彙稿』から、その任官以前の足取りを辿っていきたい。『宜田彙稿』の後にある『看蠶詞』については、養蠶に特化した内容であるため、本稿では扱わない。『松漠草』は雍正十一年に布衣から内閣中書銜を得てからのものであるので、次稿で扱う。なお、詩題の前のアラビア数字はその詩集内の順序によるもの。太陰太陽暦の日付は、「おわりに」の年表を除き漢数字とし、太陽暦による紀年表記・満年齢表記はアラビア数字とした。

1. 『東閩剩稿』（康熙五十二年～、満15歳～、江寧・卜魁）

冒頭の序に「余金陵を去り、北のかた京師に至るは、康熙癸巳の歳なり。是の冬、伯兄と偕に東のかた關を出で、遼瀋の間を浮沈す。乙未の春、卜魁に省侍し、五載を閲る。閉門して事無く、吟詠して日を送り、之を積みて帙を成し、嗣いで復た過半を刪汰し、良に窮愁歎噫を以て、遐方の見聞の紀すべきにしかず。故に猶お盡くは棄つるを欲せず、其の剰なる者を取りて、篇に著録す」とある。

康熙癸巳は康熙五十二（1713）年であり、方氏一族の黒龍江流刑が決定した年である。この時方觀承は満15歳。祖父と父が卜魁に赴いた後、京師から江寧に歸ったものの縁者がなく、清涼山の僧寺に居を借りていた。^{*11} その年のうちに方觀承は兄觀永とともに江寧から出發し、京師に至り、冬には山海關を出で、「遼瀋の間を浮沈す」とあるので、康熙五十三年には、事情は不明であるがすぐには卜魁に行くことはなく、奉天などに居たと思われる。『宜田彙稿』8-4「古鏡」の詩題の割註には「時寓遼陽、蓋康熙甲午歳（康熙五十三年）也」とある。序中の康熙乙未は康熙五十四（1715）年、満17歳であり、

この年の春に卜魁に至り、満20歳になるまで過ごした。

1「渡江作」は江寧を出発して長江を横断したこと、2「回家兄自都門北發」は兄の方觀永とともに京師を出発したこと、3「寧遠温泉」では、盛京錦州府の寧遠州を通過したことがわかる^{*12}。4「山査」の詩題の割註に「盛京粒小味美，又名榲桲」とあることから奉天を通過し、6「威遠堡邊門」は盛京の開元縣を通過し、7「稽林渡松花江」から、稽林（現吉林市）にて松花江を越え、8「法塔哈邊門」を通過して卜魁に至ったことがわかる。この奉天から開元・吉林・法塔哈のルートは奉天から卜魁に至る官道を経由したものであり、法塔哈（法特哈）は山海關からの柳條邊牆の最北端であった。^{*13} その後は13「種圃六首」などの、生活を詠んだ詩を残している。その第一首目冒頭に「小圃地三畝，近在屋東隅」とあり、詩語であるので文字通りにはとれないが、耕作地の規模を窺わせる。

11「憶大兄」、22「家兄來書，擬春初抵塞，將至奉，憶之作」、25「得大兄書」からは、兄の方觀永が次節の『入塞詩』の序にあるように、生計のために幕友に従事するなど東奔西走していたことがわかる。40「前題」は方觀承の39「大父作塞居十首，敘曰，昔人有山居，村居，湖居詩，獨不可爲寒居詩，觸目成辭，一概亦一笑耳。同大兄敬次原韻」の十首に方觀永が次韻したもので、期日は特定できないが卜魁とともに在していることがわかる。

15「卜魁竹枝詞二十四首」の十二首目の割註に「五月遣官，率百人，巡邊至鄂爾姑河。河以爲西俄羅斯。視東岸沙草有無牧痕，防侵碑界」とあり、清朝のロシア國境の管理への言及、十五首目でのオロチョン族・エヴェンキ族の風俗への言及は興味深く、江南に止まっていただけでは認識できなかったであろう對外感覚を得ることができた機会であったと思われる。

最後の一首42「過訥拙菴先生問病，歸途同顧山叔作」に登場する、訥拙菴先生は訥爾樸。滿洲人で一等男爵。^{*14} 祖父方登嶧の『葆素齋集』や『如是齋集』にも度々登場し、交流の痕蹟を残す。

2. 『入塞詩』（康熙五十九年～六十年，満22歳～23歳，卜魁・奉天・京師）

冒頭の序に、「余塞上に侍すること五年を踰え、伯兄方に謀食すること四方、余固より敢えて他適と言わざるなり。歳庚子、懷寧任公、奉天に督學するに、屢々書を馳せて相召すれば、已むを得ずして大父遣わして幕に赴く」とある。

懷寧任公は任奕璽で、康熙三十年の進士。康熙五十八年から六十年まで奉天府丞。^{*15} 奉天府丞は奉天學政を兼ねていたので「督學」とある。康熙五十九年、方登嶧はその任奕璽からの要請に應え、方觀承をその幕友とするために奉天に赴かせた。満22歳の時である。1「大夫遣赴奉天」の詩の内容の記述からも実際に奉天に赴いたと考えられる。二首目の五～六句「幼弟牽我衣，涕泪不可收」には卜魁で誕生した^{*16} 弟の方觀本が登場する。

序には續けて「未だ兩月ならずして伯兄都門の書至り、吾が兄弟の相去ること僅かに十五日の程にして、三關の阻は已に其の二を逾ゆに、尚お面するを得ざるや。之を讀みて悲しみ自ら勝えず、遂に騎を策して西し、卜魁より京師に達す。春夏を歷し、四千餘里を越え、得る所あれば輒ち之を筆にして未だ暇録せざるなり」とあり、京師からの兄觀永からの書簡を得て、京師に行くこととなった。更に續けて、「卜魁戒途（出發）は康熙六十年正月二十六日（2月22日）たり。是の日奇寒にして、人畜を殺すこと算える無く、邊人驚き未だ見ざると爲す。余弱質を以て、父母の軀を全うするを得るは、吾が兄の側に來るも亦た幸いなり」とあり、出發は卜魁からとの記述があり、一旦奉天から卜魁へ戻り、再出發をしたと考えるのは不自然であるから、正月二十六日に奉天で幕につくために出發、そこで二ヶ月程度滞在した後に兄の信書が届き、奉天から京師に向かったと考えるのが自然である。

2「白都納城」の白都納（訥）城は、現在吉林省の扶余縣。當時は吉林副都統が駐在していた。^{*17} 詩題の割註の後半に、「自此驛路由稽林至奉天千四百里，取道蒙古入巴澗邊門，近數日程」とあり、3「入巴澗道」、5「巴澗門」、6「望奉天城」の詩より白都納城から奉天に向かう時に、吉林を経由しない短縮ルートを通ったと考えられるが、巴澗門の位置を特定することができない。後攷に俟つ。^{*18}

7「巨龍河」の巨龍河は奉天から山海關に至る官道の驛で、奉天より百里の地點。8「羊腸河」は同様に官道上の小黑山站の近くにある。巨龍河より南西に百七十里の地點。つまり、すでに方觀承は奉天から京師に向かっている。10「策籬村」の地名は現在遼寧省葫蘆島市に残る。山海關に至るルート上の寧遠州附近。11「入山海關」、12「五日宿關下」により、康熙六十年の五月五日に山海關に達し、その後、14「永平府」により、直隸省永平府を通過していることがわかる。

19「喜晤訥拙菴先生自塞外歸因贈三首」、20「聞訥拙菴先生于熱河行在奉詔供奉内廷」では訥拙菴が再登場する。19で罪が赦され、20で熱河の行在で

内廷の職に従事していることを傳聞している。六句目の割註に「先生精梵書，素被寵命」とあり，康熙帝の命を承け，梵字を宮廷に獻じていたことを記す。18に登場する立誠十叔，26に登場する王子嘉については不明。

序にある，兄方觀永の信書の内容である「吾が兄弟相去ること僅かに十五日程のみ」という表現から，京師から奉天の所要日数は半月程度，距離からみて，卜魁から奉天に要する日程もその程度であったと考えられる。

3. 『懷南草』（康熙六十年～六十一年，満24歳～25歳，開封・武昌・岳州・江寧）

主として感懷を表現する長文の序文からは，具体的な移動の足取りはつかむことができない。

2「寒知」は詩句より七月の詩。3「艮嶽」は開封に宋の徽宗が築いた山。『薇香集』57に「予以辛丑（康熙六十年）七月遊大梁雨中過此」とあるので，この年の七月には大梁すなわち開封への移動を確認できる。5「寓許署東園呈王素園」の王素園は當時書家として名高い王游か¹⁹。

6「送大兄之汝寧」に河南省汝寧に兄方觀永が行くのを送別する。8「生朝」より誕生日の八月十日，満23歳である。9「鏡心亭」，10「挹爽亭」の位置が特定に至らなかったがおそらく開封か。11「夜坐東王琢如」の王琢如は不詳。

13「送別大兄赴北平余遂分道之楚」で京師へ赴く兄と分かれ，一人湖廣に赴く。14「武昌」では文字通り武昌に在り，15「從兄惟端自蜀歸廣陵過於漢江之濱悲喜交集因賦長句並以贈別」では漢江の濱に在る。蜀から廣陵に歸るという從兄惟端は不詳。16「夜泊岳州」では更に長江上流の湖南省岳州に在り，17「洞庭阻雪」では洞庭湖に在る。季節は冬から春。次節『豎歩吟』の15「癸卯正月廿四日作」の詩題の割註に「客歲由荆江赴武昌。是日遇風覆舟」とあり，康熙六十年の年末から六十一年の年始にかけてであることがわかる。19「遊洪山」，20「同潘臨谷再遊洪山」で再び武昌の洪山に在る。潘臨谷は不詳。

24「自楚返江寧口號」25「還家四首」より，湖北から江寧に戻ったことがわかる。時期は26「五日」より，康熙六十一年の五月初五の前と判明する。

4. 『豎歩吟』（康熙六十一年～雍正二年，満25歳～27歳，泰山・奉天・京師）

序に，「山海經載す，帝，豎亥をして歩かしめ，南極より北陲に至ること若干里なるかを知る。康熙

壬寅の歲，余湖南より金陵に歸し，北上して奉天に赴き，復た京師に回る。南北の徑は萬里にして，類なること此に有り。故に時に爲す所の詩を集め，即ち之を名づく。癸卯・甲辰の京邸の詩も並び録す」とあり，康熙六十一年に湖南から江寧に歸り，その後北上して奉天に赴き，京師に戻っている。その南北に移動する様を『山海經』の豎亥の故事になぞらえて詩集の名前とするとし，雍正元年および雍正二年の京師での詩も採録するとしている。

1「恭謁孟廟六韻」，3「泰山泰松岱廟漢栢唐槐各賦一絶句」より，山東省鄒城縣の孟子廟および泰山に赴いている。4「途中值姚氏妹生朝詩以念之」の「姚氏妹」は詩語の割註より明代建文の難に殉じた姚善の五世の子孫であることが推測できるが，詳細は不詳。5「到京」で京師に至っているが，6「病」の「燕市來千里，秋風吹一身」の句より，七月以降であることがわかる。7「訥拙菴先生招寓半園養疾」で，寓居先が訥爾樸の半園であることがわかる。8「半園偶作示宗山儀」，9「宗山儀買種新菊索賦長句」の詩題に現れる宗山儀は不明。8の七句目には「重陽」の文字が見え，10の詩題「九日隨同家伯家兄集飲半園之嵐影樓即席分賦得興字」には「九日」とあり，康熙六十一年九月九日のものである。なお康熙帝は十一月十三日に崩御しているが，一切言及がない。13「晤戴會嘉」は一首目の最終句の割註に「尊人鎬遼左三十四年」とあり，この記述から父親が三十年間奉天に流放されていた戴梓であることが推定される。その子は戴京，戴亮，戴亨，戴高の四人であるが，「遼東三老」と稱された戴亨はその字號が會嘉ではないので，それ以外の三人のうちのいずれかであろう。

15「癸卯正月廿四日作」から雍正元年に入る。『宜田彙稿』の5「上元五首」の三句目の最終句割註に「癸卯寄室奉天」とあり，正月十五日には奉天に居住していた。24「五日」より五月初五が特定でき，次の25の内容や，奉天を基準とした距離の記述から，この時も奉天に滞在しているものと思われる。25「松花江行送給諫趙奏功先生巡察稽林」の趙奏功は趙殿最（1668-1744），仁和の人，康熙四十二年進士。康熙六十年から雍正四年まで刑科給事中。雍正元年から二年にかけて吉林の巡察に欽派されるが，その際に方觀承がこの詩を送ったのであろう。詩題の割註に「船廠本名稽林，在奉天東北八百里，合寧古塔白都納爲一鎮」とあり，巡察の目的の一つが船廠であることが推察される。詩中の割註に「水師專爲防俄羅斯而設」，また「康熙中修宮殿，曾取木於此」とあり，ロシアとの國境問題や宮殿建築用木材の供給地としての該地の重要性を方觀承が認識していたこ

とが垣間見える。

26「定思弟出旗南歸贈別二首」の定思弟は、方苞の子である方道章。南山集の獄では方苞も罪に問われ、獄に二年あったが、李光地等の働きで出獄し、その後も漢軍に隸籍していた。雍正帝の即位後に原籍に還ることが赦された。子である方道章も同時に出旗したのであろう。道章はのち雍正十年に舉人、傳記には「有學行，早世」^{*20}とある。

27「送別大兄由開封赴南陽幕」には、方觀永がなお河南省において幕友として働き、生計を立てていることがわかる。29「瓶中殘菊」より、時期は晩秋か。30「移寓石志瀛東溪軒，小眉兄綺亭庭聞兩弟，過晤登晝航樓分賦」に登場する石志瀛は京師における寄寓先である友人で以後頻出する石東溪だが、『宜田彙稿』85の記述より、内務府滿洲正白旗人の石富寧である。^{*21}小眉は不明、綺亭は方求義^{*22}、庭聞は不明。このころ再び京師に移ったと思われる。

35「先君子向爲外祖平和公製采石圖承兄弟求之屢年未獲三妹多方構致書來稱幸寄答四韻」にある、外祖平和公は方觀承の母方の祖父である巫元東であろう。方登嶧が巫元東のために製作した采石圖を長年得ることができなかったが、「三妹」が得ることができたとの書簡が来たことを詠じたもの。この「三妹」については、『舊桐集』卷四十一に「方氏一首，方氏，恪敏公三妹」として挙げられている人物。引用される「畫牡丹並題詩」は袁枚『隨園詩話』卷二にあり、「方恪敏公三妹能詩」とある。

36「訥拙菴員外招食臘八粥因而有感」より十二月初八日。訥爾樸最後の登場である。38「和石東村郊居六詠」の石東村は石東溪の弟石永寧。39「千里家叔於都市得曾叔祖侍御公舊硯題目下巖子石又隸體鑄識邵村二字材製非宏而樸潤可玩叔概以爲賞因一作歌以紀」の千里家叔は不明。曾叔祖侍御公は方亨咸か。52「除夕」は雍正元年の十二月三十日、53「元旦」より雍正二年に入る。52の詩題の割註に「立春已十日矣」とあるが雍正二（1724）年の太陽暦2月4日は、太陰太陽暦の正月初十日である。57「遊萬柳堂有作」は詩題の割註に「馮益都相國所建」とあるように、康熙十年から二十一年まで文華殿大學士を任じた馮溥が建てたもの。外城廣渠門の内側南方にあった。58「大兄來書擬五月回都門觸感四韻」、61「都門贈燕」と京師滞在が續く。

その後は時期確定が困難な詩が續き、81「立秋日晴」、82「七夕雨」、83「中秋無月」に至り、81が六月二十日前後であることがわかる。ちなみに雍正二年の七夕は太陽暦8月25日、中秋は10月1日であった。引き續き京師に滞在している。

5. 『叩舷吟』（雍正三年，滿28歳，天津・大運河・揚州・江寧）

序に「歳乙巳。久しく雨患爲り。燕・齊の間の平地，水千里にして陸行阻絶す。時將に季弟を攜えて南歸せんとす。海寧の張定山，甬東の仇丹植，仁和の姚天如と約して買舟し，偕に行く。舟大にして漕艘に尾し，日に行くこと三四十里は耐うべからず。靜海に至り，任丈篁友の小舟に乗るに遇い，遽に至りて云えらく，將に安慶の漕艘に追附して以て歸さんとす，と。時に新檝漕艘，衛に歸すこと甚だ急にして，挽牽すること晝夜を連ね，客舟夜行し，宿を標掠するを懼れ，必ず津市に投じ，蛇を委ねること前後にして，終に之を越えて先んじる能わず。任丈疾を取り，去ること數日，余乃ち漕艘に附して以て行くを決計するも，安慶の漕艘は已に五百里外に在り。毫鎮に至り刀舟を傭い，三日之を追及す。丹植は陸に遵いて他往し，定山・天如と余，俱に清江浦に抵り，關樓檣に扼され，數十里に亘り泊すること十五日なるも進む能わず。浦人曰く，千錢を以て小舟に易え下流に乗れば，一日夜にして揚州に達せりと。其の言を用いるに果して然り。揚に留ること十日にして渡江し歸る。是れ行歴七十餘日，凡そ舟を五易し，適を求め反て勞にして，速を求め終に達せず。行路の難きは此のごとき者有り。裘敝金盡して名紙一束は毛を生ず。而して詩は則ち居然として成帙す。定山・天如各々一本を録して以て去る」とある。

乙巳は雍正三年。京師から江南に、弟方觀本を連れて運河を通して舟で歸ることとし、舟を購入したが、途中で漕運船の運行との関係で、結局は七十餘日の期間を要した。その過程で詠んだ詩を収録したのがこの詩集である。登場する海寧の張定山、甬東の仇丹植、仁和の姚天如^{*23}、および任丈のうち、同定できたのは海寧の張定山の張映のみで、康熙丙戌の進士。^{*24}

序の冒頭にあるように、雍正三年は、四月・五月と降水量が多く、京師周辺に水害が発生した。七月十九日の李維鈞の上奏に對して、雍正帝は八月三日に上諭にて賑恤のために漕糧二十萬石を天津新倉に截留することを命じ^{*25}、天津の新倉の環境が良くないことからその措置は一旦は中止されようとするが^{*26}、九月には天津に貯蔵せずに直ちに各州縣に漕米を分發することにより賑恤に備えることとした。^{*27}十一月には怡親王と文華殿大學士朱軾に畿輔水利が命じられた。^{*28}三十七年後の乾隆二十七年、方觀承自身が畿輔水利の責任者となることは思いもしないこと

であったらう。

1「買舟南歸」の冒頭二句に「塵土三年客，霜風十月舟」とあること，から十月の出發であったことが推測される。5「天津衛」では，二十五句から二十八句目に「幸陳郡國籌，上厪天子慮，賑發活升斗，百里爭趨赴」とあり，上述の雍正帝の判断とその後の措置が裏付けられる。

8「雨發天津」により天津を出發し，16「曉發白楊村」により，靜海に至り，19「舟行滯甚，因謀捨去感而有作」，20「換船口號」にて，船を買い換えたことがわかる。23「四女寺」の詩題の割註より，德州の南の恩縣，つまり山東省に至っている。なお25「夜風憶家兄塞上」からは兄の方觀永がこの時點で卜魁に在することを窺わせる。28「挂劍臺」により山東省陽谷縣の張秋鎮，31「東阿道中」により，陽谷縣の阿城鎮を經過している。また32「上閘十韻」33「下閘十韻」は阿城鎮の閘門を詠んだものであろう。さらに南下して34「南旺」，35「蜀山湖」より南旺湖・蜀山湖を通過し，38「南陽湖」のある濟寧州の北に至る。40「微山湖」では山東と江蘇の界に至り，42「皂河阻淺」にあるように宿遷縣の皂河鎮での運河の阻淺に遭遇している。この地は當時の大運河と黄河の交錯地である。44「清江浦感舊」にて淮安府の清河縣に至る。詩題割註の「故總河陳滄洲先生」は雍正元年の三月に死去していた陳鵬年^{*29}。さらに45「換小船到揚州東西疇二兄」にて，揚州に至っていることが判明する。西疇二兄は方士憲。^{*30}

次節『宜田彙稿』の冒頭が雍正四年の元旦を詠んだものであり，雍正三年内には江寧に到着していたものと思われる。

6. 『宜田彙稿』（雍正四年～六年，満29歳～31歳，江寧・杭州）

冒頭の序に「人情故郷に歸るを得るを思わざる莫し」と江寧を故郷との感懷を示し，序の末には「又此に在るや，陸塘田百畝有り，曾王母吳太宜人，始めて金陵に遷るに置く所なるも，患難を以て棄去す。王父母嘗て承兄弟に訓じて曰く，汝輩能く先疇に服すか，當に以て此の田を贖するを先と爲すべし，と。承兄弟謹んで之を識す。幸いに願う所の聚室を得て居し，扶犁荷插して一郷農爲り。天時に因りて則ち地利にして，老死するも出郷すること無くして足れり。古祝辭に『稼を田に宜しくす』と曰う有り，農の企する所なり，亦た客の志す所なり。因り自ら號して宜田と曰い，即ち以て題し，午・未・申の金陵の詩を識す」とあり，字號の「宜田」の由來を述べ、

雍正四・五・六年の詩を識すことをいう。

1「丙午元旦」つまり雍正四年の元旦。満29歳。以後七月ぐらまで江寧に在る。5「上元」には序があり，「余癸巳より北上して十三年を閲するに，始めて春時において白門に住む。上元の夕，宿雨轉た甚しく，一燈兀座して回憶するに，此の十數年に一再なり。關を出で，京師に客し，還た荆・湘の間に遊ぶ。茲の夕の所に當り，歴歲其の地を易える。黯然として感無きこと能わず。因りて各々一詩を誌す。家の字韻を得る」とあり，康熙癸巳，つまり康熙五十三年に江寧を出て以来，春に江寧で過ごすのが久しかったとの感慨を覺え，五首を詠んだ。一首目は現在，二首目は雍正二年と三年は京師，三首目は雍正元年の奉天，四首目は康熙六十一年の澧州から荆門の船中にてやはり連日の風雨に見舞われていたこと，五首目は康熙五十五年から康熙六十年までは上元を塞外において五回閲したことを表現する。

8「三妹畫牡丹並題以詩依韻和之即索圖墨菊一紙」に三妹が再登場する。『隨園詩話』にも引用されている三妹自身の原作も合わせて載せている。9「城南口號八首」では三首目に梅が詠まれており，依然として春。11「贈中洲禪師二首」の中洲禪師は，康熙五十二年の方觀承の祖父方登嶧の流刑ののち，十五歳の方觀承を「常人に非ず」と遇した僧である。この詩の序には「禪師本京口舊閩，避難披淄，住錫黃山三十年」とあり，佛教僧の出身の一端を示す。^{*31}15「姑母澗濱閣作五日詩用前人也將白水蘼菖蒲句命同賦姑母成五首其一聯云友遺角黍如困分自寫賤詩可當符爲之閣筆」の「姑母」は『燕香二集下』の6に登場する姑母高太孺人。五月初五日。17および18の千里叔は『豎歩吟』39に既出で不詳。18の朱景山も不詳。

19「雨」の詩題の割註に「時赴安慶舟中」とあり，安慶への移動がわかる。24「皖城中秋四首」から，八月のことである。25「拜余忠宣公墓」の余忠宣公は余闕（1303-1358）のこと。詩題に割註に「墓在皖城西門外里許」とある。28「泊采石夢與石東溪遊詠竟夜」の采石は江寧からやや長江を溯った太平府當塗縣にある。その後，一旦江寧に戻ったようである。

35「自題專席吟」の序に「丙午十月聞先王母之變」とあり，卜魁の祖母の訃報を知る。『禮記』曲禮上に「有喪者專席而坐」とあることに據り，雍正四年十月から五年冬までに得る所の詩を「專席吟」とすることをいう。36「冬至前夜雨書悲」雍正四年の冬至は，十一月二十九日なので十一月二十八日のもの。37に「三弟」（方觀本）が見えるが初出（『入塞詩』1「大父遣赴奉天」二首目に「幼弟」の語，『叩舷吟』

の序に「季弟」の語は見える)。38「過中公和尚閑話」の中公和尚は初出。詳細不明。42「雨夜作寄三妹書」にて三妹へ書簡を送る。43「送別表弟高繼久省親長葛」の高繼久は、『燕香二集下』の27「表弟高又華來署度歲」(乾隆二十四年の作)に登場する高又華。³²

47「再赴安慶」にて安慶に赴くことがみえ、49「至采石」で途中采石を經過、50「舟中小年」にて、時期が十二月二十四日³³であることがわかる。57「守歲詩」、58「丙午除夕」から雍正四年の除夕を詠み、59「丁未元旦」、60「元旦微雨試筆僕量請作吉語笑而從之」、61「元旦讀騷」において雍正五年の年始を詠む。なおこの間、55「讀離騷題六絕句」、56「書騷」、61「元旦讀騷」にみえるように『楚辭』の『離騷』を読んでいる。方觀承は少きときより楚詞を好んだとされ、55の第一首目の絶句の最終句に「好讀離騷便不祥」と自ら詠んでいるように、『離騷』も不祥としながらも愛讀していた。³⁴『離騷』は、傳統的解釋によれば、屈原が三十歳前後に不遇を詠んだものとされてはいるが、近年では『離騷』をはじめ『楚辭』の作品を屈原とは切り離す解釋が有力である³⁵。ただ、18世紀の段階では、「屈原の『離騷』の内容は、年齢的にも境遇的にも當時の方觀承の置かれた状況と相通ずるものがあつたと思われる」という通俗的な解釋も成り立つのかもしれない。(例えば、『述本堂詩集』の後序の冒頭に、方觀承に受業した仁和の顧光は、「司馬子長之述離騷、稱其志潔行廉而極之、明道德之廣崇・治乱之條貫、其言爲甚備」と述べている) 專家のご教示を請う。

62「東西家」は張應昌『清詩鐸』卷二十、附録不悌に収録されている。63「阻風安城下」、64、「舟行折槍」、65「暮抵采石」より、江寧への歸路についていることがわかる。70「三妹寄醃萋蒿」三妹が寄せたのはおそらく萋蒿(セイタカヨモギ、学名 *Artemisia selengensis*) の漬物。

71「雨後偶步秦淮」の詩題の割註に「端陽前一日」とあることから五月初四日、72「五日書感」からは文字通り五月初五日。74・80に現れる麓菴上人(80の詩題の一部に「歸省武昌」とあることから武昌の人か)、76に現れる傳恭大兄はともに詳細不明。75に現れる家鹿湖は方中發か。

77「三十初度」は方觀承の三十歳(虚歳)の出生日、つまり八月初十日を詠んだもの。「初度」自体が『離騷』に典故を持つ語である。四首目の五言絶句の最終句の割註に「客歲是日在安慶舟中」とある。78「清涼山中秋」雍正五年の中秋は太陽曆9月29日。79「輓陳奏颺」は陳奏颺の病没を悼んだもの。81「姚氏妹生女」の姚氏は『叩舷吟』の序に登場する姚天

如か。82「謝友人惠齋因錄放翁醃齋十韻詩答之」の惠齋は仁和の吳敬襄か。放翁は陸游の號³⁶。84「舊硯製匣成歸自揚州曉窗試墨柬郭鑑堂」の郭鑑堂は不詳。85「哭石東溪」、86「夢中哭憶東溪」、87「檢亡友石東溪舊寄見懷諸詩幅緘而藏之寓悲一絶句」で、友人石東溪の死を悼む。彼の死は雍正五年六月が推定される。88「除夕步至清涼寺」、雍正五年十二月三十日である。

89「句容道中」の詩題割註に「以下杭遊草」とあり、杭州への遊歴が始まる。90「海烈婦祠」は常州、91「短簿祠」と92「專諸墓」は蘇州にあり、93「西湖」以降は杭州。100「富陽道中」で杭州から富春江を溯り富陽を通過、101「嚴州道中」102「七里灘」104「釣臺」105「謝處士墓」(謝處士は謝翱)で嚴州府桐廬縣に至っている。その後、杭州に戻り、110「姑蘇道中」は蘇州、111「舟遇惠山因雨不得謁武公祠堂」は無錫、112「鎮江觀打俯魚」は鎮江を經過、114「歸之次日送別亮書伯父翼亭泳亭兩兄之揚州舟中談詩抵暮感成四韻、余亦將赴采石」にて、江寧に歸したこと、歸る前に揚州で伯父の翼亭と泳亭の二人に會っており、さらに采石に行こうとしていることをいう。この杭州方面への遊歴は期日が明記されていないのであるが、詩語から類推して、春の間のものであると考えられる。

115「謫仙樓觀蕭尺木先生畫壁歌同吳四世勳」、116「采石江岸感所見」、120「吳鈍人先生邀同穆升九諸君集飲太白樓」、123「太白樓」、124「三官洞」の以上はすべて采石にて詠んだもの。125「先君子舊爲外祖平和公製采石圖三妹於甲辰夏購得之、乙巳冬携弟本歸金陵展視之下觸憶成悲今妹于歸來石弟相依焉承與伯兄亦有願卜居筆墨前因重增哀感濡淚題詩得四十二韻兼呈怡齋緒傳兩舅氏」は『豎步吟』の35「先君子向爲外祖平和公製采石圖承兄弟求之屢年未獲三妹多方構致書來稱幸寄答四韻」を承けたもの。方登嶧が巫元東のために製作した采石圖は雍正二年夏において三妹が購入し、その翌年に弟方觀本に江寧に持ってこさせた、とする。また妹は采石に歸り、弟は姉にたよっており、方觀承や方觀永も采石に卜居することを願っているとする。怡齋と緒傳(118の詩題にもある)の二人の舅氏は祖母巫氏の兄弟にあたると思われる。この采石滞在は、121「夜熱聞蟬有作」から、夏の時期であったと推測される。なお、三妹は最後の登場となる。乾隆以降の『述本堂詩續集』にも一切言及はない。

137「渡江訪郭勁草眞州同寓項國之百尺樓夏景即事漫賦長句」にて、夏に儀徵を訪れている。138「紅橋偶成」の紅橋は揚州瘦西湖のものか。139「揚州程汧江編修家喜悟伯父扶南先生兼讀春及草堂詩賦呈

四韻」の程汧編修は程夢星（1679-1755）、江都（揚州）の人。康熙五十一年二甲四十一名進士、庶吉士となり散館後に編修となるが、母の喪を以て歸郷し揚州の篠園を購入して居住。^{*37}伯父扶南先生は方世舉で雍正元年の赦免の後は揚州に居住していた。140「扶南伯父問及近詩口占」は、方世舉『蘭叢詩話』に「宜田侄」として方觀承が登場し、ともに詩を論じているところか。144「貞觀叔見示讀史詩亦得四首」の貞觀叔は方貞觀で、方世舉の弟。『揚州畫舫錄』卷四に「方世舉。字扶南。號息翁。桐城人。性簡易。語默動靜皆合于法。人呼爲揭諦神。時揚州方氏最盛。士庶・士宦稱歎縣方。世舉・貞觀稱桐城方」とあり、多くが揚州を據點に活動していた。141「立秋雨夕」にて、雍正六年七月のはじめごろであることが特定できる。

142「石東溪死期年矣、屆日爲詩哭之並寄令弟東村都門」、145「京郵至得石東村書聞令姪潤郎墜井死潤爲亡友東溪長男哭以二十二韻」は再び石東溪に関するもの。前者は一年前の東溪の死を悼み、京師に住む弟の東村に送ったもの。後者は、東村の書簡により東溪の長男潤が墜井して死去したことを悼むもの。潤は数月前に常に「我會當辭人世、爲仙童矣」と人に語っていたと、三十二句目の割註にある。

147「送松安上人省親再赴卜魁塞上」の序に、「上人名重閑、吳縣陳氏子也。年十四父母以罪成邊、寄養舅家、既長授室。閱歲有其父母在卜魁者、無從問而知也日夜涕泣、誓求二親所在、度其行當踰萬里、賞給不可繼、遂棄其妻爲僧」とあり、この時代の佛教僧となる一つの事例を示す。

おわりに

以上、満15歳からおよそ満33歳に至る方觀承の足蹟をあらかた追い、舊稿ではその存在を明らかに出来なかった妹の存在、旗人・朋友・親戚・僧との関係などを提示することができた。官歴が無いかわるいは乏しいために傳記に名を残していない人物も多く、確認できなかつた者も多い。後致に俟つ。

本文で述べたことを年表風に簡単に整理すると以下ようになる。（可讀性のため、以下の年表に限って、年號および旧曆の日付をアラビア數字で記述している。）

康熙37年8月10日 通州に生まれる
 康熙53年 満15歳 江寧から京師・奉天へ
 康熙54年 卜魁に入り、侍親
 康熙55年1月15日 卜魁にて上元を迎える
 （康熙61年まで卜魁にて生活）

康熙56年2月 方式濟卒
 康熙60年1月20日 奉天の幕職のため卜魁から出發
 康熙60年5月5日 京師への途中、山海關に至り端午
 康熙60年7月 京師から南下して開封に至る。
 康熙60年8月10日 おそらく開封にて誕生日、満23歳
 直後に兄と別れ一人湖廣へ出發
 康熙61年1月15日 澧州から荊門の船中
 康熙61年1月24日 荊州より武昌の船中
 康熙61年5月5日 湖南より歸り、江寧にて端午
 康熙61年7月 泰山などを經由して京師に至る
 康熙61年9月9日 京師の訥爾樸の半園に寓居
 雍正1年1月15日 奉天にて上元を迎える
 雍正1年5月5日 奉天にて端午を迎える
 雍正1年9月ごろ 京師附近の東溪軒に寓居
 雍正1年12月8日 京師にて訥爾樸と臘八粥を食す
 雍正2年1月1日 京師にて元旦を迎える
 雍正2年8月15日 京師にて中秋を迎える
 雍正3年1月15日 京師にて上元を迎える
 雍正3年10月 舟を購入し南歸、年内には江寧に至る
 雍正4年1月1日 江寧にて元旦を迎える
 雍正4年1月15日 江寧にて上元を迎える
 雍正4年5月5日 江寧にて端午を迎える
 雍正4年8月10日 安慶の船中にて誕生日、満28歳
 雍正4年8月15日 安慶にて中秋を迎える
 雍正4年10月 江寧にて祖母の訃報を聞く
 雍正4年11月29日 江寧にて冬至を迎える
 雍正4年12月24日 安慶に向かう舟中で小年を迎える
 雍正5年1月1日 安慶にて元旦を迎える
 雍正5年5月5日 江寧にて端午を迎える
 雍正5年6月 石東溪卒
 雍正5年8月10日 江寧にて誕生日を迎える、満29歳
 雍正5年8月15日 清涼山にて中秋を詠む
 雍正5年12月30日 清涼寺にて除夜を迎える
 雍正6年1月～ 春の間、杭州附近に遊ぶ 江寧に歸り、直ちに采石にむかう
 雍正6年4月～7月 夏から初秋、儀徵・揚州で交遊

舊稿にて描いた南北往來の時のエピソードについては、①京師への移動中に保定で雪中に行き倒れ寺院で保護される。^{*38}②京師への移動中、寶應の肉屋で庶民と交わる。（寧波のヴァージョンあり）^{*39}③雍正五年の京師へ向かう時の「車笠之交」。^{*40}④揚州および杭州で人相から將來の榮達を預言される。^{*41}などがあるが、①と②については、康熙五十三年（満16歳）か六十一年（満24歳）、②は康熙六十一年（満24歳）、④は雍正六年の春～夏（満29歳）、と推定されるが③については雍正五年には京師への移動の痕跡が無く、やはり康熙六十一年か、雍正七年以降

のことか、もしくは原文に「少年」とあることから満15歳の康熙五十三年のことかもしれない。後致に俟つ。

さて、『宜田彙稿』の次の詩集『看蠶詞』のさらに次の詩集『松漠草』（雍正十年～十三年）において、方觀承の任官以前、つまり「布衣」の時代は終わる。雍正十一年平郡王の記室としてジュンガルに遠征し、『從軍雜記』を著し、歸還の後、雍正十三年に内閣中書を實授される。この間は、『薇香集』の始まり（乾隆元年）までの事蹟敘述の空白期となってしまうが、既に紙数も盡きたので、次稿「平郡王記室時代の方觀承」（假題）において述べることにしたい。

註

- *1 拙稿「方觀承撰『薇香集』について—詩を史料とした乾隆期政治史の再構成—」『熊本大學教育學部紀要』57, 2008, 同「方觀承撰『燕香集』上について—詩を史料とした乾隆期政治史の再構成(その2)—」『熊本大學教育學部紀要』58, 2009, 同「方觀承撰『燕香集』下について(上)」『熊本大學教育學部紀要』60, 2011, 同「方觀承撰『燕香集』下について(中)」『熊本大學教育學部紀要』63, 2014, 同「方觀承撰『燕香集』下について(下)」『熊本大學教育學部紀要』64, 2015, 同「方觀承撰『燕香二集』上について(上)」『熊本大學教育學部紀要』65, 2016, 同「方觀承撰『燕香二集』上について(下)」『熊本大學教育學部紀要』66, 2017, 同「方觀承撰『燕香二集』下について(上)」『熊本大學教育學部紀要』67, 2018, 同「方觀承撰『燕香二集』下について(下)」『熊本大學教育學部紀要』68, 2019.
- *2 拙稿「方觀承とその時代—乾隆期における一知識人官僚の生涯—」『東洋文化研究』7, 2005.
- *3 『燕香集』下の98「通州感懷」（七言律詩）の詩題の割註に「余戊寅八月十日生于通州, 在大父官中書時也」とある。大父は方式濟（後述）。
- *4 方玄成（方孝標）は順治六年の二甲四名の進士で庶吉士から編修となり、順治帝の信任を得て弘文院侍讀學士に至ったが、順治十四年の南關科場案において、江南郷試の主考官に關節して玄成の弟の方章鉞を合格させようとした父方拱乾に連座して寧古塔に流刑となった。玄成は二年後に許され郷里に歸った。康熙十二年貴州の某官の招きで滇黔に行き、吳三桂の亂に巻き込まれ拘留されたが、狂をよそおって脱出し、郷里に歸り、『滇黔紀聞』を著した。この著作が南山集の獄の原因となった。以上は、大谷敏夫「戴名世斷罪事件の政治的背景」（『清代政治思想研究』汲古書院, 1991, 第三章, 原1978）を参照。
- *5 方登嶧は康熙甲戌（三十三年）に貢生となり、その後中書舍人を授けられ、工部都水司主事に遷る。雍正六年八月に戌所にて卒す。道光『桐城續修縣志』卷十三, 人物志, 宦蹟。その父親については史料に

より、方玄成（孝標）と方兆及の二種の記述があるが、「記桐城方戴兩家書案」（『古學彙刊』所收）には、「訊問方登嶧供, 我自幼繼與方兆及爲子, 我生父方孝標的滇黔紀聞……」とあり、方孝標が生父、方兆及が繼父であることが示される。李興盛『南山集』文字獄案及桐城方氏向東北的遺戍』『北方文物』1988年第2期, は他史料も使い、詳細な考證を行っている。

- *6 方式濟, 字は屋源, 七歳にして母を喪い, 父に依り金陵に客居していた。康熙四十八（1709）年に進士となり、内閣中書を授けられた。「方式濟在焉。爲照料老父, 式濟賣盡衣物, 賄賂邊帥, 父子得以同憂。窮居邊塞, 飽嘗人世艱辛。康熙五十六年（1717年）二月, 病死卜魁城, 享年四十二」（方苞「弟屋源墓誌銘」『望溪先生集外文』卷七）。なお方式濟については『高宗實錄』卷一千二百四十五に不可解な記述がある。「（乾隆五十年十二月）癸巳, 諭軍機大臣等, 康熙年間, 戴名世私刻南山集, 悖逆不法, 方式濟代作序文, 曾經審明治罪, 並將書集板片銷燬, 但閱時久遠, 恐伊子孫親族, 尚有私自收藏者, 該犯等籍隸桐城, 著傳諭書麟, 密行訪察, 如其族姓中尚有留存者, 即行據實具奏, 送京銷燬, 務期收繳淨盡, 但須不動聲色, 妥爲查辦」というのがそれで、明らかに事實誤認である。既に功成り名を遂げた方觀承の死後でもあったが、江南知識人への警戒を示すものであろうか。
- *7 前註の方苞「弟屋源墓誌銘」による。方觀承の母の巫氏は、雍正七年正月に卒している。享年五十四。巫元東は貢生。康熙三十二年に平和縣知縣。康熙『平和縣志』卷之七, 秩官, には上元の人とあるが、原籍は安徽省當塗縣。康熙『當塗縣志』卷之十五, 選舉, 例貢監にその名が見える。巫元東の父は巫之巒は順治二年の最初の江南郷試にて舉人となり、南康の知縣。（康熙『當塗縣志』卷之二十, 人物）。なお、民國『當塗縣志』人物の巫之巒の項目には康熙志を引くとしながら、子の巫元東について「亦以廉能名」と付け加えている。『平和縣志』で上元の人とするのは、方家と同様、江寧に僑居していたからであろう。
- *8 戴名世の獄については、註4前掲、大谷敏夫「戴名世斷罪事件の政治的背景」を参照。
- *9 『聖祖實錄』卷二百四十九, 康熙五十一年正月丙午。
- *10 『聖祖實錄』卷二百五十三, 康熙五十二年二月乙卯に「戴名世從寬免凌遲, 著即處斬, 方登嶧・方雲旅・方世儻, 俱從寬免死, 并伊妻子充發黑龍江」とある。
- *11 袁枚「太子太保直隸總督方敏恪公神道碑」に「借居清涼山僧寺, 有中州僧, 知爲非常人, 厚待之」とある。『上元縣志』卷十二, 寺觀に「清涼寺在清涼山之陽」とあり、十國の吳の順義年間（921-927）に建てられた。乾隆十六年に乾隆帝の南巡の時に御書聯額を賜った。方觀承によりおそらく乾隆十五年九月に重修されている（『上元縣志』卷二, 圖説による）。佛教寺院, 佛教僧との関わりの初出であるが、後にも困窮の際に佛僧による救助譚がみえる。彼が社會政策を実施しようとする際に佛教寺院の援助を得ようとするのは、ここに原點があるのかもしれない。あるいは、一般的に困窮する者を救助することが佛教

- 寺院の社會的機能として存在していたのかもしれない。この點は今後も検討する餘地がある。
- *12 詩題の割註に「泉在梵寺中」とあるが、康熙『寧遠州志』卷二建置志、寺廟には「梵寺」は無く、「溫泉寺」がある。なお、山川には「溫泉」とあり、卷八藝文志には、溫泉を題材にした四首の詩が採録されている。なお、當時の該地の交通路については、園田一龜「清代・滿洲の交通路について」『東方學報』38-1, 1955, を参照。
- *13 前註前掲園田論考 p. 56, 参照。
- *14 『國朝詩人徵略』卷二十三に「字拙菴滿洲人世襲一等男。有割沙集」とあり、『清稗類鈔』文學類、納爾樸工詩に、「一等男納爾樸，字拙庵，工詩。滿洲人。康熙時，以事戍黑龍江，適鄂勒特犯哈密，時朝廷徵索倫兵進剿，訥請行，不果。賦詩云『沙磧雙丸駛，丹心一劍橫。空存擊越志，誰爲請長纓』。詩名『畫沙集』。拙庵居窮髮之地十三年，吟誦弗輟。時策蹇衛曳短車，荷鋤出郭，移野卉數種時階下」とある。
- *15 『清秘述聞續』補卷二，奉天府丞兼學政類。なお姚鼐の祖母は任奕璽の女である。
- *16 方苞「弟屋源墓誌銘」『望溪先生集外聞』卷七に、「幼子觀本，在戊所生也」とある。
- *17 『嘉慶重修大清一統志』卷六十八，吉林二に、「白都訥城，在吉林城西北五百二十五里舊名納爾渾又曰新城。本朝康熙三十二年建高一丈二尺周七里門四，東至阿勒楚喀界一百五十餘里，西至松花江蒙古郭爾羅斯界二里，南至吉林界三百餘里，北至松花江蒙古郭爾羅斯界七十里。康熙三十一年移吉林副都統駐此鎮守。雍正五年設長寧縣屬奉天府。乾隆二年改設州同，十二年裁。嘉慶十五年設同知巡檢等官」とある。
- *18 “bahu”と“faku”という音の類似から奉天の北の「法庫門」が推定できる。地理的な位置としては妥當な箇所にある。
- *19 『續印人傳』卷之五，王游傳，によれば江蘇金匱縣人。
- *20 『桐城耆舊傳』方望溪先生傳第八十七。
- *21 『宜田彙稿』85「哭石東溪」七言律詩六首の一首目六句目の「東溪歿于夏杪，是冬初始聞信」とあり，二首目最終句割註に「都城東郊二十里，爲東溪別墅，余之南歸東溪宴餞於此」（『宜田彙稿』13の詩題もほぼ同様の敘述）とあり，四首目最終句割註に「東溪以先世遺累錮廢十年，甲辰舉順天鄉額，會試兩被薦，終不得第。石氏世承勲貴，至東溪始以文學巍科」とあり，五首目最終句割註に「東溪先世負官物輸，已財既盡」とあり，これらを総合すると，石東溪の出身は勲貴であるが，親族の累に遭い謹慎が十年におよんでいた。一族で初めて文學によって起家しようとし，雍正甲辰の順天鄉試には中ったが，二回の會試には及第できなかった。贖罪により，財産は盡きている。別墅は京師の城外10km程度の所（京師と通州のほぼ中間）にある。雍正五年の六月ごろに卒した。滿洲正白旗人で乾隆五十八年の進士である英和撰の『恩福堂筆記』卷上に「太伯祖東溪公，雍正甲辰舉人，以詩酒自豪。強年下世，雖著作等身，而柏匱無人，碎玉零璣，所存無幾。惜哉」とあり，英和の祖父である明德の長兄にあたるのが東溪である。
- また，同書に「二伯祖東村公，雍正年間舉孝廉方正，而徵不應」とあり，明德の次兄にあたるのが、『豎歩吟』38に登場する東村である。さらに同書には「桐城方恪敏公觀承與大父爲布衣交，並課文恭公讀，暇日杯酒論文，極友朋之樂」とあり，明德自身が方觀承と布衣の交流があったことを記している。なお方觀承が課讀したという文恭公は東村の長子である觀保。
- *22 方求義は字は質夫，桐城の人，拔貢出身で，乾隆十二年からおそらく十四年まで上猶知縣。光緒『上猶縣志』卷八，官師志。『安徽通志』卷百四十三に，「字は綺亭，桐城拔貢生，龍南縣知縣をつとめ，安遠縣を攝す」とあり，饑饉の時にいち早く糶米を行い，他邑も例となした，とする。
- *23 確證は得られないが，姚學灝の可能性もある。『國朝畫徵續錄』卷上に「學灝字天如，善墨蘭，工詩，有詠竹百首」とある。
- *24 乾隆『海寧縣志』卷十一，文苑。
- *25 『世宗實錄』卷之三十五，雍正三年八月戊辰。
- *26 『世宗實錄』卷之三十五，雍正三年八月辛卯。
- *27 『世宗實錄』卷之三十六，雍正三年九月丁酉。『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』6, 403頁，雍正三年十二月初八日，漕運總督張大有奏摺，によれば，十一月初三日には南歸回空の最終漕運船は濟寧を通過，十一月初七日には三千八百餘隻の漕運船は共に淮安を通過している。
- *28 雍正三年の水害および畿輔水利事業については，拙稿「畿輔水利論の位相」『清代經濟政策史の研究』2011, 汲古書院，第五章，p.224, 参照。
- *29 陳鵬年は字は滄州，湘潭の人，康熙三十年の進士。浙江省西安知縣から累遷して，江寧知府，蘇州知府に至り，署蕪昌道から康熙六十年十一月に署河道總督，康熙六十一年十二月河道總督，雍正元年正月に病免，三月に卒し，諡は恪勤。清廉を以て康熙帝の知を得ている。
- *30 『揚州畫訪錄』卷四，に「方士憲，字右將，士庶同母弟。業鹽淮南。居揚州。于北郊壽安寺西築西疇別業，因號蜀泉，又號西疇。士庶爲繪西疇蓮塘圖」とある。『新安竹枝詞』の撰者として知られている。なお，同じく『揚州畫訪錄』卷四によれば同母兄の方士庶の叔が，方息翁すなわち方世舉であると記されている。方世舉は方觀承の伯であり，姻戚關係は判明するが，嚴密な關係は不明。
- *31 拙稿「乾隆期直隸省における貧民救濟事業—方觀承撰『養局案記』を中心として—」『熊本大學教育學部紀要』69, 2020, において慈善活動を行う禪僧の出身について，今後の課題としたが，中洲禪師に關する記述はその一端を窺わせるものである。なお二首目の最終句の割註に，「師遊金陵息清涼寺，適寺火遂肩重修之任」とあり，江寧や清涼寺に在ることが偶然であったことを示す。
- *32 「表弟高又華來署度歲」の二句目の割註に「又華選授廣宗令以余屬縣赴山西待缺」とあるように，順德府廣宗縣の知縣に選授されたが，當時方觀承が任じていた直隸總督の管轄下であったため，山西省の空

きポストの待機となった。

- *33 一般的に二十三日であるが、この詩の詩題の割註に「楚俗以臘二十四日爲小月，祀讎聚畧如除夕。江南惟吾皖行之」とあり、湖南や安徽では二十四日であるとす。
- *34 『鶴徴後録』「不就試二十五人」に「方恪敏公觀承，少時愛楚詞，自憐云『愛讀「離騷」便不祥』」とある。
- *35 矢田尚子『楚辭「離騷」を讀む一悲劇の忠臣・屈原の人物像をめぐって』東北大學出版會，2018，參照。
- *36 陸游「初夏十首 其二」「剪韭醞齋粟作漿，新炊麥飯滿村香。先生醉後騎黃犢，北陌東阡看戲場」。
- *37 『詞林輯略』康熙五十一年壬辰科，『國朝詩人徵略』卷二十一，および『欽定四庫全書總目提要』卷百八十四，集部三十七，安徽歙縣人，との記述（『揚州畫舫錄』卷四）もある。著に『今有堂詩集』十卷附『茗科詞』一卷など。祖父は鹽商であった。
- *38 徐珂『清稗類鈔』知遇類，「方觀承一生知遇」「方觀承が北京に向かう途中直隸省に至り荷物を盜賊に奪われ，知古を頼りに保定に着こうという時，白河で大雪に遭い，古寺の外で凍えて倒れてしまった。その寺の僧が，觀承が雪の中に倒れているのを見つけた。僧は觀承を助けおこして温めると，觀承は蘇生した。觀承と僧はお互いに意気投合し，數箇月寺にとどまった」。民國『徐水縣新志』卷末，志餘，にも關連する逸事が収録されている。拙稿「方觀承撰『燕香集』下について（中）」『熊本大學教育學部紀要』63，2014，參照。
- *39 朱彬『游道堂集』卷四，「方敏恪公軼事」。「私（朱彬，字は武曹）の同郷である喬堅が北京に戻ろうとしていたとき，保定に立ち寄った。當時の直隸總督は方觀承であった。喬堅は方觀承の甥であり，方觀承は喬堅を總督署に何日か宿泊させた。ある夜酒席で喬堅は失意の顔をあらわにして，何度科擧に挑戦しても志を得ないことを嘆いた。その時方觀承は『君はものが食べられないときがあったか』と言ったので喬堅は『ありません』と答えた。また，『着るものがなくて寒さに震えたことはあるか』と問うた。喬堅は『それもあります』と答えた。方觀承は笑って『ああ，それならどうして憂慮すべきことがあるのか。私が困窮しているとき，京師に行こうとしたが，江蘇の寶應に至って金がなくなってしまった。年はまさに暮れんとするときで，寒風吹きすさぶなか，たった一着の破れた長袍をきていただけで，履き物も前後が破れていた。君の母（喬堅の母）にお金を借りて北上の旅をつづけようと，やっと門に至ったところ，門番の僕達は衣冠ともに整っており，門の兩わきに並び座っていた。私はしばらく迷ったが意を決して門に入ろうとした。すると門僕は私に『おまえは何をしに來たのだ』と詰問したので『親戚を訪ねにきたのだ』と言った。門僕は笑って『どこにおまえのような親戚がいるのか。なかにはいつて何か盗もうとしているのだらう』と言った。あらためて自分の様子を見るとまさに物乞いのようで，君の母親に会いに來たのだと言おうとしたが，そのことであなたの母にやっかいをかけるのを恐れて，ついに立ち去ることにした。そこでぶら

ぶらと歩き東に曲がり西に曲がり，一里ばかり歩くと，盧家巷というところに至った。巷の門は南北に大通りをなし，商人達でにぎわっていたが，一軒の肉屋があった。肉屋は肉を割る毎に隣近所の店に頼んで數を書かせたが，何度も何度も行き來するので店を出している者たちはとてもいやがっていた。私が柱にもたれて笑ってみていると，肉屋は『おまえは何者だ。字を書くのは肉を切るようなわけにはいかないのだ』といった。私は拱手して『あなたを嘲笑しているわけではありません。あなたが苦しんでいるのを見ておりました。私は字を知っておりますので，もしあなたさえよければ代わりに勞をなすことができます』というので，肉屋は喜んで『なんとあなたは字を書くことができるのか』といった。そして紙と筆を借りて机に置いた。肉屋が肉を切り重さを量り，口頭で數を言った。私は筆を奮って書くとしばらくして數十枚になった。肉屋は笑って『あなたの書は私が肉を切るのよりはるかに速い』といった。日が暮れる頃になり，肉屋は賣れ残りを擔いで行こうとしたとき，私を顧みて『あなたは食事がまだでしょう。私の家においで下さい』といった。私は肉屋についていって數百歩すすむと，門は河畔に臨み，茅葺きの三間の家だった。十八〜九の娘が門に迎えに來た。肉屋は妻を呼び『お客さんを招いたので早く食事にしろ』と言った。私はその姓を尋ね胡姓であることを知った。彼もまた私の身の上を問いつ返ししたところ，嘆息して『縉紳官家のご出身であったのか』と言った。私を上座にすえ，しばらくして一壺の酒を持ってきて，娘に命じて温めさせた。明かりをもってきて妻と娘も席をとにもした。そして『幸いあなたはうちに馴染んでいたただけだ。私は古い，息子もいない。いまはもうすぐ正月でもとても忙しいが手傳ってくれる仲間もいない。もし留まって年を越してから出發していただけたら，十分な御禮をしたいのですが』と言ったので，私は『私は困窮してどうしようもない状態です。あなたが私を留めていただければ幸いなることです』肉屋は大いに喜び，壺の中の漬け物を肴にし，肉を切り分けは大皿に盛って喰らい，この時の酒の楽しさは今こうやって畿輔を治めていることよりもはるかに愉快なことであった。食事が終わると門の扉を寢床とし，草のむしろを上にして布で覆い，そこで寝た。肉屋は翌朝，夜が明けようとするときに私を起こした。そして數を記して記帳することが日課となった。大晦日，肉屋は初めの日のように酒の席を用意した。元日，私が起きて服を着てみると，もとの服ではなく，青い布の新しい上着で，肌着と綿入れズボンやうちも外もきれいに整えられ，さらには靴下と靴も用意されていた。私は驚いて拝謝した。肉屋は笑って『あなたはこれから官になられるお方，このようなつまらないものはもの數には入りません』といった。年あけて五日後，私が出発しようとするので，『今は元宵節にむけてとてもにぎやかで混雑しています。よかったですら十數日出發を延期されませんか』と言った。私はとても感激し，その言葉に従った。望日の後，出發しようとするので，肉屋は『もとよりあなたをお留めすることはできないことは承知しておりました』と言って，また酒の席をもうけ，

錢とした。翌日私に四千文の銅錢と袋をひとつ与え、布團とお金をこれに納めた。私を川邊に送り、私が跪拝すると、肉屋もまた跪拝した。私の乗った船が山東に至ったとき、残りの錢は數百文になっていたが、北から来た過去の知人が一錢も持っていなかったので、半分與えた。その後皇帝の聖恩により、今の私があるが、これは皆胡さんの御陰である。その後、直隸布政使になったとき、人を遣わして千金をもって彼の徳に報いようとした。また、使いの者には『もしおこしいただけるのなら、輿と馬を用意して總督署にお迎えするように』と念を押し、使いが盧家巷の門巷に至ったが、そこはすでにさびれていて、胡夫婦はすでに亡くなっていた。娘が誰に嫁ぎ、その後どうなったかもわからなかった。』方觀承はここまでいうと涙を流した。座客はみな容を正し、喬堅は我にかえり自分の至らなさを悟った」

*40 陳其元『庸間齋筆記』卷十、「方恪敏公軼事」。

*41 蕭穆『敬孚類稿』卷十四「記方恪敏公軼事二則」また徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方觀承一生知遇」には以下のような杭州でのエピソードがある。「(流寓時代、方觀承は) 杭州に至り、西湖に通りがかると、數十人の人が星士を圍んで人相を談じていた。星士は觀承をちらと見ると、にわかに机を離れて拱手して、『貴人至れり』と言った。方觀承がひやかされたと思い、まじめな顔で『私は人相占いなどしてもらうつもりはありません。からかわないでください。』という、星士は『ここでは深く語り盡くせません。場所を変えましょう』と言って占いの道具をかたづけ、小さな廟に入り、觀承を座らせてうやうやしく、『私は江湖を渡り歩いて數十年。人相もずいぶん見てきましたが、一度もはずしたことはありません。あなたは、いつの日か官途につき、さら

には總督にまで到るでしょう。惜むらくはその終わりを全うできないことです。今、官星はすでに現れています。すぐに北京に行きなさい。きっと機縁があるでしょう』といった。觀承は『罪人の子で出世の道が無いこの私にたとえ機縁があるとしても、日々の食にも苦しむこの身、どうやって北上することができましようか』すると星士は宅から二十金を持って来て觀承に贈り、一枚の紙に人名を書き、『他日、陝甘をお治めになられるとき、ある總兵が軍機を誤り斬刑に擬せられる事がありましよう。その際その者を是非助けてください。それが私への恩に報いるということになります』と頼んだ。……(中略)……觀承はその後累進して『貴人』となった。……(中略)……觀承は星士の『終わりを全うできない』という言葉に気にしていたが、ある時星士を直隸總督署に招き、免れる方法を聞いた。星士は『これは決まっていることです。ただ、おおいなる善事をなし、千萬人の命を救えば、天を動かすことができるでしょう』といった。觀承は舊案をあまねく調べ、直隸全省で流民が道すがら横死すること、多い年には數百におよぶことを知り、留養局を設けてこれを救おうと考えた。觀承は既にそのことを心に決めたが、まだ口にはださなかった。翌朝、星士に會うと『あなたの満面によい光が満ちています。必ず大きな功德があるでしょう。ただ刑を免れるだけでなく、御子孫も累代繁榮するでしょう。どうしてこのようになったのでしょうか』と言った。觀承は先ほどの考えを星士に伝えた。また、上奏して實行した。のち、陝甘の軍營の事が明らかになった。二人の督撫と一人の將軍が處罰され、觀承も連座したが、特旨により許された」。